

官民競争入札等監理委員会  
第264回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第264回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和3年4月28日（水）10:08～11:08

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 評価（案）について  
○厚生労働省／各種技能競技大会等に係る周知広報業務
3. 公共サービス改革報告書 執筆の依頼について
4. 第21回公共サービス改革小委員会の審議結果報告について
5. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】
6. 「公共サービス改革基本方針（案）」について【非公開】
7. 閉 会

<出席者>

（委 員）

稲生委員長、井熊委員長代理、浅羽委員、稲葉委員、梅木委員、尾花委員、古笛委員、  
関野委員、中川委員、古尾谷委員

（事務局）

小原参事官

飯村企画官

○事務局 では、第264回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は議事次第のとおり、2から6まで御議論いただきます。このうち、議第5及び6につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとします。

それでは、議事次第2の評価（案）について、御審議をいただきたいと思います。評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価（案）を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。最初に、「厚生労働省／各種技能競技大会等に係る周知広報業務」について、事務局より説明いたします。

○小原参事官 では、事業評価（案）を説明します。

同事業は、市場化テスト1期目で単年度契約です。

各種技能大会等とは、23歳以下の青年技能者が出場する毎年開催の技能五輪全国大会、年齢に関わりなく、各都道府県から選抜された特に優れた技能者が出場する隔年開催の技能グランプリ、職業能力開発施設、工業高校等において、技能を習得中の20歳以下の若者が技能レベルを競う毎年開催の若年者ものづくり競技大会、そして、世界各国の青年技能者が、その技能レベルを競う隔年開催の技能五輪全国大会を指します。本事業は、これらの大会の周知を図ることが業務内容です。具体的には、周知・広報活動実施計画等の作成、国内大会に関する周知・広報、国際大会に関する周知・広報、2025年国際大会の日本、愛知県への招致に関する周知・広報です。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、各種競技大会等は、令和2年7月に広島県において予定された若年者ものづくり競技大会は中止、令和2年11月に愛知県で行われた技能五輪全国大会は無観客開催、令和3年2月に愛知県、大阪府等の会場で行われた技能グランプリは無観客開催となりました。技能五輪国際大会は、令和3年予定の中国、上海大会と、令和5年予定のフランス、リヨン大会のそれぞれ1年延期が決定しています。これらを受けて、無観客開催に伴い、新たに開閉会式や競技風景等をウェブ配信するなどにより、工夫した周知広報を行い、技能尊重機運の醸成に努めたと3月の監理委員会で各府省等の対応状況を調べた中で説明してございます。

本事業の入札の状況は2者応札で、予定価格内は1者でした。予定価格超過のもう1者も1割以内の超過でした。

事業の質の達成状況は、若年者ものづくり競技大会が中止、技能五輪全国大会と技能グランプリが無観客開催となりましたが、ウェブ配信の視聴者数は目標としていた来場者数を超えるなどしており、達成していると評価しました。

実施経費の比較は、隔年で開催の大会の経費のうち、開催年度、または開催されない年度のみに係る経費、国際大会の招致活動経費のうち招致活動の展開に応じ、それぞれの年度のみに係る経費、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための追加した開閉会式及び競技風景等のウェブ配信に係る経費を除いて行い、約12%削減となりました。

以上から、市場化テストを終了することが適当と判断しました。

なお、入札小委員会の審議において、ウェブ配信等に係る費用4,527万6,140円の金額の大きさが議論されました。緊急の調達であっても相見積りを取るなど、適切な手続と効率的な執行に努めるべきとの重要な指摘をいただいたことから、評価書の最後になりますが、「今後は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などによる契約変更の際においても、適切に市場調査（複数事業者の見積比較など）を実施し、経費の効率的な執行に努めることを求める」と書き加えていただきました。

説明は以上です。

○事務局 ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。関野委員、お願いします。

○関野委員 御説明ありがとうございました。最後のところが疑問だったのですが、多分契約は8,000万でやって、ウェブ会議ですのために9,700万になったとA-2の資料では読むのだと思うのですが、それなのにも関わらず、ウェブに4,500万かけたという、その差は何か議論はあったのでしょうか。数字がうまくかみ合っていないと思うのですが。分かりますか。8,000万で契約したのですよね。

○事務局 事務局からお答えいたします。

変更後のウェブ等に係る追加経費については4,500万余りということですが、契約変更による1,700万ぐらいの増の差額につきましては、本来であれば、契約の金額を支払うのですが、契約期間の途中で見直しましたので、不要になった経費等と相殺をさせていただいたということをお聞きしております。

イベント等の中止の経費でありますとか、その他不要となった経費については減額をさせていただいて、そこに必要となった経費を足しているのです、その分です。

○関野委員 ということは4,500万というのは、相殺した結果の4,500万だと。もっとウェブ会議では、つまり7,000万ぐらいかかったという話ですか。

○事務局 ウェブ会議等で4,500万ぐらいですが、契約変更額の増額分はそれ以下ということですので、反対です。実際に契約変更で増えた額はもっと少なかったということでございます。

○関野委員 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 他に御意見・御質問のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。稲生委員長、取りまとめをお願いします。

○稲生委員長 先ほどの関野委員からの御質問につきましては、事務局からお答えいただいたとおりということといたしまして、評価（案）につきましては、監理委員会として異存がないということにしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、続きまして、議事次第3の公共サービス改革報告書執筆の依頼について、事務局より説明いたします。

○飯村企画官 それでは、資料2と書かれた1枚の紙を御覧いただきたいと思っております。

タイトルにあります、「公共サービス改革報告書」の執筆の依頼をさせていただくというものでございます。

報告書の骨子に関しましては、昨年12月の監理委員会で御了承いただきましたけれども、そのとき御欠席の委員もおられますので、若干補足をさせていただきます。公共サービス改革報告書というものは、事務局内では3年報告書と呼んでおりまして、委員の任期の3年に合わせまして、その間の監理委員会の活動を総括するものでございます。

全体は3部の構成を予定しておりまして、第1部に最近の3年間の監理委員会の取組をまとめまして、第2部には市場化テストのこれまでの成果ということで、実績ですとか効果について記述をし、この1部と2部につきましては事務局が原案を用意します。第3部が資料のタイトルにありますが、3年間の監理委員会の活動を振り返ってということで、今回、委員の皆様は、監理委員会の在り方ですとか市場化テストの今後の方向性、あるいは事務局へのアドバイスなどを自由に記述いただきまして、報告書の一部とさせていただきますということでございます。

項建て、あるいは副題の付与というのは任意でございまして、分量は、前回同様、大体A4、1枚程度を考えておりますけれども、それ以上でも以下でも構わないと考えております。

今後でございますが、先ほど申しましたように、第1部、第2部及び参考資料につきましては事務局のほうで原案を作成し、6月下旬に予定しております監理委員会で御報告をさせていただく予定になっております。今回お願いする第3部に関しましては、事務局宛てに6月末と書いてありますが、6月25日に提出していただくことをお願いする次第でございます。フォーマット、提出期限等に関しましては、また本日、追って事務局のほうから御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○事務局 ただいま説明のありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。稲井委員長、お願いします。

○稲生委員長 委員の皆さんもお忙しいと存じますけれども、よろしく御協力のほどお願いします。また、事務局におかれましては、引き続きお進めいただきたいということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局 続きまして、議事次第4の第21回公共サービス改革小委員会の審議結果報告について、事務局より説明いたします。

○小原参事官 3月に開催された公共サービス改革小委員会の2件、内閣府の京都迎賓館庭園保全管理業務及び法務省の電子認証システムに係る運用・保守業務の主なヒアリング結果を報告します。

1件目の京都迎賓館庭園保全管理業務は随意契約が継続しており、平成30年に続いて

2回目のヒアリングでした。平成30年のヒアリングの際に、内閣府における今後の自主的な取組として、新たな第三者委員会において、庭園の今後の事業の中期的な在り方、技術者の確保、発注の公正さ、さらには透明性まで検討を行うことが示されたことから、当委員会施設・研修等分科会において委員より示された意見も踏まえ、内閣府において検討を進めることを要請し、今後、第三者委員会に関するものも含め内閣府の検討状況をフォローしていくこととされていました。

今回のヒアリングでは、京都迎賓館の保全等における伝統的技能活用検討会議での議論と内閣府の対応状況を聴取しました。内閣府からは、京都迎賓館の庭園は、専門家が守り育てていくよう管理する必要がある、あらかじめ仕様書等に詳細に明記することは困難、市場化テストのスキームにはなじまないと考える旨の説明がありました。

内閣府の資料の1つに、受託者の公益財団法人京都市都市緑化協会から京都迎賓館庭園保全管理を請け負っている4業者以外の4業者に、JVを組んで請け負うことができるか、京都迎賓館庭園保全管理業務を担う場合の困難な点、参入障壁があるか、価格競争入札で作庭者の意図を汲んだ管理ができるか、他社の作庭、または管理の庭園の入札に参加するか等をヒアリングした資料がありました。

委員から、この資料について、4業者の意見をもってして、京都の造園業界の傾向として理解してよいか分からないので、ヒアリング対象となった業者の選定基準、受注元である京都市都市緑化協会に所属している業者か否か、京都市都市緑化協会に所属していない複数の業者へのヒアリングは可能か質問がありました。

内閣府から後日、回答がありました。4業者ヒアリングは、日本庭園の学識経験者に紹介を受けて、京都の寺社などの有名庭園の保全管理を行っている造園業者で、現在、京都迎賓館の庭園保全管理を行っている4業者と規模が近く歴史のある業者2社、比較的歴史が浅く規模も小さい業者2社に協力をいただいた。4社のうち3社は京都市都市緑化協会協力会社でした。協力会社以外の造園業者にヒアリングできるよう、学識経験者にも相談して検討するということでした。

内閣府の説明資料冒頭には、庭園保全体制の説明があり、庭園会議の事務局を京都市都市緑化協会が行っていたものを見直して、内閣府が行うことにしたことなどでした。

委員から、庭園会議の位置づけについて、庭園会議は庭園の保全育成や庭園全体の景観の在り方等について検討する会議であるが、構成メンバーは、棟梁を含む作庭者、発注者、受注者となっており、当事者が集まっている会議である。この会議を第三者的な会議と位置づけるのは厳しいのではないかと、庭園の客観的な評価ができるのか、改めて庭園会議の位置づけについて見直したほうがいいのではないかとという意見がありました。また、庭園会議を第三者ではなく、内閣府の発注を支援する発注者の一部、内閣府に独自の職員がいないことを補うアドバイザーとして発注者支援的な形態とすることも考えられるのではないかとという意見もありました。

庭園会議の構成については、内閣府から後日、変更の連絡がありました。当初の庭園会

議は、作庭者が京都迎賓館の庭園をどのように育成管理していくか検討するものであり、その結果を踏まえ、発注者である内閣府が庭園管理の指示をすることになっていました。そして、受託者も作庭者の意向の理解のため、庭園会議の構成員となっていました。今回の庭園会議の運営を内閣府が行うこととするこの機会に、庭園会議の構成を建築の設計者、庭園の設計者、監修者、棟梁の4名とし、受託者の京都市都市緑化協会及び作業者はオブザーバーとして出席することにしたということでした。

委員から、事業者の育成について、作庭者が、内閣府を支援する立場から事業者を育成することが重要だが、現在、請け負っている固定的な4業者以外の後継は育てているのかという質問、また、作業者の後継者の育成、技能継承について、業者間の人事交流などを通じて現行の業者以外が棟梁の意向を汲み、技能を高めることが考えられるのではないのかという質問がありました。

内閣府からは、現在、実態として4業者以外に対する技能の継承、育成は行われていないこと、今後は検討会議と京都市都市緑化協会との意見交換の場で議論してもらい、できることのアドバイスを検討会議からいただこうと考えていること、事業者間の人事交流などを通じた技能の伝承等について、作業者の後継者の育成の観点からも、今後、検討会議の場での議論が考えられるという回答がありました。

委員から、庭園会議と検討会議の両方の委員を兼ねている委員について、このような形態において公正性や透明性をどのように担保しているのかという質問がありました。

内閣府からは、検討会議はいろいろな伝統技能を議論する場であり、プロがいないと難しい面があるので、専門の方に入ってもらっているという回答がありました。

次に、委員から、専門性が高い業務ということで技術の承継や作庭者の意図などがあつて随意契約にしているという説明だったが、契約金額の妥当性について、内閣府には庭園の管理ができる専門性のある職員がいないが、どうやって確認しているのかという質問がありました。

内閣府からは、剪定や施肥等の作業に必要な直接的な費用について、労務費は公共工事設計労務単価、材料費は刊行物を用いて算出していること、また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の間接的に必要な経費については、国交省の土木工事積算基準の公園工事を用いて算出していること、それ以外に部分的に単価がないものについては、他社から見積りを徴収し、それを参考にして算出していると回答がありました。

契約形態について、指名競争入札を実施しながら庭園の質を維持しているところもあり、入札制度そのものの問題ではないのではないか。最終的に随意契約という形になるにしても、もう少し踏み込んだ取組を実施し、公募随契であるとか、あるいは公募プロポーザルといった契約の仕方も検討する必要があるのではないのか。現状のままだと、どうしても内輪だけで決定されている印象が持たれるという意見がありました。

これに関連して、内閣府からは庭の手入れをする際に、作庭者の意図がしっかり表現されている必要があるため、現在は4業者に限定して行っている、将来的に作庭者の意図

を汲んで手入れができるような業者が育ってくれば、公募なりの形を取ることは可能かもしれないが、現時点では難しい。そういう点も含め、今後、検討会議の場で議論していきたいと発言がありました。

改革小委員会の結論として、内閣府において、引き続き検討会議等の場で、作業者の技術の継承や育成を含めた庭園保全管理の在り方について検討するとともに、改革小委で委員より示された指摘も踏まえ、会議の位置づけや契約形態等について再考することで、現行の業者以外の業者が参入できる仕組みを踏み込んで検討していくこととなりました。このため、今後も引き続き内閣府の検討状況をフォローしていくこととし、検討結果については約1年後を目途に、内閣府より事務局に報告してもらうことを予定しています。

続いて、法務省の電子認証システムに係る運用・保守業務の説明を受け、質疑応答を行いました。

電子認証システムに係る運用・保守業務は1者応札が継続しており、かねてより改善要請していたものです。電子認証システムとは、商業登記に基づく電子認証システムを運用するために構築され、電子証明書の発行や有効性の確認等を行うためのシステムです。このシステムにより、登記所が発行する印鑑証明書及び資格証明書に代えて、取引の相手方の本人性、法人格の存在及び代表権限の存在を電子的に証明するための電子証明書の有効性確認請求に対する回答が365日24時間可能となっています。このシステムの運用保守がヒアリング対象事業です。

法務省のこれまでの競争性改善の取組として、競争参加者の資格をAから「AまたはB」に緩和、応札条件から社会基盤システムの運用保守の実績の削除、ハウジング方式での作業実績の削除、企画提案書の評価基準について基礎点の割合を高く設定する見直しを行いました。

また、法務省が、契約当事者以外の業者ヒアリングをしたところ、「仕様書自体は現行業者以外の参入を困難にするものではない」としつつも、受注するメリットと失注したときのリスクを考えると踏み出せない。入札に参加するにもいろいろなコストを要して、そのコストが賄い切れるほどの利益が見込めないという見解が示されたと報告されました。

委員から、電子認証システムが1点もののシステムであり、システムを作った事業者とは他の事業者が運用・保守に手を挙げるのは難しいのではないかと。運用・保守業務だけでは競争性を確保することは困難であるため、システムそのものと運用・保守の調達を一本化したほうが参入の可能性があるのではないかという意見がありました。

法務省からは検討させていただきたいと回答がありました。

さらに委員から、システム更改について、保守・運用を一体で考えていくということであれば、入札が始まるずっと手前のほうから、今度はそういう形に変えていくのだということマーケットにアナウンスすべき。新規参入のリスクとして、もし用地確保の負担があるのであれば、用地の保有の有無が競争をゆがめるので民間に用地確保を委ねないよう見直したほうが良いという意見がありました。

改革小委員会の結論として、これまでも自主的な改善を度々要請していること、今回の議論等も踏まえて、市場化テストの導入について、システムのリプレースとの関係が重要になっていることが鮮明になったので、時期ややり方なども含めて検討いただきたいことを法務省に要請したところ、後日、自主選定の申出がありました。

以上です。

○事務局 ただいま説明がありました内容について、浅羽委員、補足があればお願いします。

○浅羽委員 どうもありがとうございます。

小原参事官から御説明いただいた、第21回公共サービス改革小委員会の2件の業務のうち、前者の京都迎賓館庭園保全管理業務につきまして、若干の補足をさせていただきたいと思います。

3年前にヒアリングをしたときの宿題が終了にはまだ不十分であり、より透明、公正な発注について検討していただくというのが結論でございますが、その背景といたしまして、発注者の内閣府が、京都迎賓館の庭園を作品と位置づけていて、その作品を今後も維持していくということが事業の目的になっていて、その作品を今後も維持していくために作庭者の意向の理解が不可欠であるということでした。ただし、それを言語化することがなかなか大変ですというのが、先方からのしばしば言われたところです。

確かに現状は、京都迎賓館の庭を造った作庭者が棟梁を中心にして御健在でいらして、そうした方々もまさに作庭の意向といったものはその方々に直接聞くことによって分かるというのが現状ではございます。ただ、資料の3-1の8ページ、一番最後のページになりますけれども、庭園会議のメンバー、この4名の方が実際の作庭者ですけれども、そのうちの中核となっていられる棟梁、第16代の佐野藤右衛門氏、この方は1928年の生まれで、今年94歳になります。また、庭園の設計者になります、三谷氏、この方は今年74歳になります。また、庭園全体の監修者、尼崎氏、この方は75歳になります。また庭園そのものとは関係ありませんが、建築の設計者であります、佐藤氏も1950年の生まれでございます。

つまり現状で作庭者の意向というものを、内閣府が発注において言語化できない、詳細なことを明示するのは困難と言っても、現状何とかやっているということではございますが、皆様、幸いにして御健在でいらして、ここはこうなんだということ、その指示の下で現行はやっていることではございますが、そもそもの目的は、こうした京都迎賓館の庭園を美しいまま管理保全していくということが目的なので、現状のようなものが永続できるのかといえば、将来的にかなり厳しいであろうと。これは内閣府のほうでも、そうした懸念は当然お持ちでいらして、特に棟梁の第16代の佐野藤右衛門氏がかかりのお年でいらっしゃるしますので、そうした中で、将来的にも永続的に庭園を美しいまま維持していくということをするためには、やはり後継、しかもそれは特定の人ではなく、きちんと、ここをこうするという一定の言語化や、あるいは先ほどの意向といったものを何らかの形で

担保できるように、第三者が担保できるようなことをしない限りは永続性はない。ただ、現状、何とかなっているので、随契で特に詳細な仕様書などを書かないでもやっていけるのはいいのですけれども、なかなか国民の資産でもあります、京都迎賓館の庭園といったものが、このままではまずいのではないかと。

そのために、いろいろと3年前のヒアリング時から議論させていただいているところですが、先ほど申したとおり、なかなかまだきちんと先に進んでいないのではないのかというのが、我々、委員会での結論となり、そういうことであるならば、今後もきちんと私たちも見ていく、引き続きウオッチしていかなければいけないのではないのかということで、先ほど小原参事官から御報告いただいたような結論に至ったことでございます。

私からの補足は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。稲葉委員、御発言をお願いします。

○稲葉委員 ありがとうございます。私は基本的には小委員会での結論に賛成でございます。

京都迎賓館というのは、非常にユニークな運営を日本の公的組織としてはやっているなというのが私の印象でございます。あまり詳しくは知らないんですけど、例えば迎賓館で出されるお食事にしても、京都の伝統をちゃんと踏まえた料亭が順番で担当するとか、それから今、庭園のほうは、先ほど御説明がありましたような、そういう設計者のいろいろな意図を汲んで、技術力のある伝統を維持しているような造園業者に依頼しているという感じで、言ってみれば、京都の伝統を担っている組織が挙げて迎賓館の運営に協力しているという非常に珍しいタイプの公的組織の運営になっていると思います。

私はこういう在り方もあっていいのではないかと思います。とはいえ、もちろん公的な組織ですので、事業の効率的運営といったものについては、緩に流れることのないように、常にウオッチしていかないといけないと思うのですけれども、だからといって、こういったユニークな組織に対して、形式的な市場化テストを押しつけるというのはあまり適当ではないのではないかと思います。

そういう意味では、これは来年ということになると思いますけれども、折に触れとか定期的に内閣府のほうで実情をチェックし、おかしい点が起きていないかどうかを報告してもらおうという小委員会の御結論でよろしいのではないかと思います。

以上です。

○事務局 ほかに御意見等がある委員の方がいらっしゃいましたらお願いします。古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 ありがとうございます。結論については、これでよろしいと思うんですけども、1点、気にかかるのは、京都迎賓館の庭園保全というのは、この迎賓館は通常、国民の皆さんが自由に入れる施設なのでしょうか。修学院離宮のように宮内庁が管理しているようなところは定期的にしか開放しませんので、その場合は発注者であるところと、それから受注者である、ここでは庭園を管理している方々との間のお話で進めるので結構だ

と思うんですけれども、利用者がある場合は、都道府県が今は指定管理者制度でやっている公園管理業務などは、かなりモニタリングポスト等も多くて、利用者の意見を聴取しながら、例えば都市公園の管理の質が低下しているような場合には改善を促すというシステムになってきております。

これは様々な監査等からも指摘を受けまして、最大の利用者の利益、あるいは様々な形で意見を聴取するということも言われておりますので、こういう施設について、そうした面では利用者の考え方というのが聴取されないまま、発注者とそれから管理者の間だけで話が行くというのについては若干の議論がございます。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。事務局からお答えいたします。

京都迎賓館につきましては、一般公開が行われております。もちろん非公開エリアと公開エリアとあるんですけれども、公開エリアについては、一般参観を実施しております。ただ、そういった利用者の意見を踏まえて、庭園なり改善していくことをしているかという点、現状、そういった取組はなされていない状況です。

以上です。

○古尾谷委員 分かりました。利用者数等も分かりませんのであれですけれども、できれば、利用される方が管理の質について敏感ですので、そうした方々の意見を踏まえながら、その中の意見が、この庭園はよく管理されている、また、昔からの造園技術が駆使されているような積極的な評価の意見も当然出てくると思いますので、そうしたものはモニタリングポストを設けた意見を聴取するなりといったことはやっておかれてもよろしいのではないかと。結果的には、内部的なシステムだけではなくて、利用者のお考えも入ってくるような形にしていくことが、公物の管理については今、問われてきているんじゃないかと思っておりますので、そういう意見でございます。

内容については、この内容で結構でございます。

○事務局 ありがとうございます。委員からいただきました御意見については、内閣府に事務局よりお伝えしまして、利用者の意見も取り入れていくことを検討してはどうかということをお伝えしたいと思います。

ほかに御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。梅木委員、お願いします。

○梅木委員 梅木です。御検討ありがとうございます。

結論については、御提案のとおりで私もよろしいと賛同いたします。高齢化の日本社会における伝統をどのように守っていくんだというところで、非常に典型的な難しい日本社会全体の問題だと、お話をお伺いして感じております。特に庭園の管理、技術を持っている方の後進育成というところが問題であるというのはそうなんですけれども、同時にそういった大事な日本の庭園技術、アートの部分を後世にどのように残していくのかというのは、大きな日本文化の継承というところで非常に重要な課題だと思います。よって効率

化だけを求めるというのがふさわしくないんじゃないかというところは私も賛同するところであります。

一方で、今後の在り方については、庭園を作成した、設計した方の意図がどういったものだったのかという作庭者の意向をまず、言語化する必要があると御説明の中にも出てきておりましたけれども、まさにそのとおりだと思うんです。なので、そういったところも、例えば民間の力を借りて、現状、設計の意図について言語化していくであったり、それを踏まえた上で、この庭園をどのように今後、日本文化を継承するというところで継続、どのようなやり方がいいのかというところを将来に向けて検討するというのは、民間の第三者の経営的なアドバイスというのも必要ではないかと思えます。なので、そういったところの民間の力の利用というのもぜひ御検討いただければいいのではないかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。今後、継承に当たって言語化していくですとか、そういったところもうまくできるように内閣府にはお伝えいたします。

他に御意見・御質問のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきます。稲生委員長、取りまとめをお願いします。

○稲生委員長 2件ございました。内閣府の京都迎賓館庭園保全管理業務の件でございますけれども、結論につきましては、御意見いただいた稲葉委員、古尾谷委員、それから梅木委員、皆さんにおかれまして、結論に関しては賛成いただいたということでございました。

それで、稲葉委員からは、先ほど縷々いただきましたけれども、市場化テストをこういった伝統的な施設に押しつけるということ自体は適当とは言えないけれども、内閣府が実情をチェックして、それで定期的に監理委員会に報告していくというような形でフォローしていくということが重要であろう、妥当であろうと、このような御意見がありました。

それから、古尾谷委員からは、都道府県の指定管理の例をいただきましたけれども、モニタリングポストなどを設置するといった方法で利用者の意見、これをできるだけ聴取して改善するといったお話がございました。それが重要であるというお話がございました。

それから、梅木委員からは、作庭者の意図の言語化という困難な作業ではあるわけですが、民間とか第三者の支援を受けていくような枠組みは大切だろうと、こういう御意見を頂戴しました。

これに対して、事務局からは実施府省にお伝えいただくということで話がありましたけれども、ぜひこういった意見をフィードバックいただければと思います。いずれにしても、事務局で継続して状況を確認いただくようお願い申し上げます。

それから、法務省の電子認証システムに係る運用保守業務の件につきましては、説明がありましたように、同システム更改のタイミングに合わせて民間競争入札を実施し、その内容の詳細については、法務省と監理委員会とが連携して検討するという形で、今年度の

公共サービス改革基本方針別表へ掲載することといたしたいと、こう考えます。

私からは以上でございます。

○事務局 続きまして、議題5と6は非公開での審議となります。

(中略)

○稲生委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

○事務局 最後に、小原参事官より一言申し上げます。

○小原参事官 本日はお忙しいところ御出席いただきまして、また、御熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今後、5月の連休明けから6月にかけて事業評価の案の審議が集中しており、監理委員会の運営規則第3条に基づく書面審議を3回程度に分けて、30件程度予定してございます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ大変恐縮でございますが、書面審議にも御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○稲生委員長 それでは、御協力のほどよろしくお願い致します。

これで本日の監理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —